

【東京都ベビーシッター利用支援事業】の 利用を検討されるみなさまへ

2018年12月現在

～東京都～ベビーシッター利用支援事業とは～

東京都が平成30年度から実施している待機児童対策です。

都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を行政にて助成します。

お子さんが保育所等に入所できるまでの間、ベビーシッター事業者を1時間250円(税込)で利用できる支援事業です。

[東京都ベビーシッター利用支援事業「利用案内パンフレット」.pdf](#)

※リンク先URL：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/bs/riyoukentou.files/riyouannai.pdf>

～ご利用の流れ～



※わらべうたで本事業ご利用希望の場合は、登録時にお申し出ください。

◆ 対象者

- ・お住いの各行政から待機児童認定を受けた保護者
 - ・0歳児で育児休業を1年間取得したのち復職する保護者
- ※お住いの市区町村によって詳細は異なりますので、各自治体にご確認ください。

◆ 利用目的

- ・就業のための不在時の育児依頼
- ※家事はできません。

◆ 利用上限

- ・1日上限8時間 月上限160時間

◆ 対象児童

- ・0～2歳児
- ※兄弟のシッティングは事業の対象外です。
- 兄弟も併せてシッティングご希望の場合は、わらべうた「ベビーシッターコース」のビジター料金となります。

◆ 対象時間

- ・月曜日から土曜日の7:00～20:00

◆ 利用料

- ・通常必要な、入会金(20,000円(税別)) 無料
 - ・年会費1,000円×(入会から翌年3月までの月数) ※税別
 - ・利用者負担250円(税込)/1時間
- ※後日、わらべうたから請求となります。

【お問い合わせ】

わらべうたベビーシッターサービス

TEL 0120-415-306 (電話受付時間 月～金 9:00-19:00)

LINE <https://www.warabeuta-sitter.com/line>

登録申込フォーム <https://www.warabeuta-sitter.com/member>